

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成22年4月30日提出
【発行者名】	フォルティス・アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山本 平
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目9番2号
【事務連絡者氏名】	彦由 康男
【電話番号】	03-5635-1605
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	フォルティス日本中小型株オープン
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	継続募集額 1,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項ありません。

**第一部【証券情報】****（１）【ファンドの名称】**

フォルティス日本中小型株オープン

ただし、愛称として「虎視眈々」という名称を用いることがあります。（以下「ファンド」といいます。）

**（２）【内国投資信託受益証券の形態等】**

- a. 追加型株式投資信託の受益権です。
- b. 格付は取得していません。

ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるフォルティス・アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

**（３）【発行（売出）価額の総額】**

1,000億円を上限とします。

**（４）【発行（売出）価格】**

取得申込受付日の基準価額です。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）をその時の発行済受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されます。基準価額は、組入れる有価証券等の値動きにより日々変動します。詳細は、委託会社または販売会社窓口にてお尋ね下さい。

基準価額は、フォルティス・アセットマネジメント株式会社のホームページ

（[www.fortis-am.com](http://www.fortis-am.com)）でご覧になれます。また、基準価額は翌日の日本経済新聞に掲載されます。

**（５）【申込手数料】**

お申込手数料は、委託会社の指定する販売会社が取得申込受付日の基準価額に3.15%（税抜3.0%）を上限としてそれぞれ別に定めることとします。

**（６）【申込単位】**

一般コース                    1万口以上1万口単位  
自動けいぞく投資コース      1万円以上1円単位  
詳細は、販売会社窓口にてお尋ね下さい。

**（７）【申込期間】**

平成22年5月1日から平成23年4月28日まで

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

**（８）【申込取扱場所】**

フォルティス・アセットマネジメント株式会社のホームページ（[www.fortis-am.com](http://www.fortis-am.com)）にて、お申込み販売会社をご覧になれます。販売会社名をクリックして頂きますと、各販売会社をご覧になれます。詳細は販売会社窓口にてお尋ね下さい。

**（９）【払込期日】**

受益権の取得申込者は、販売会社の定める期日（詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。）までに取得申込代金を販売会社において支払うものとします。

販売会社は、振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額を追加信託の行われる日に委託会社の口座を経由して受託会社のファンドにかかる口座に払込みます。

## ( 1 0 ) 【払込取扱場所】

お申込金額はお申込みの販売会社にお支払ください。販売会社については、前記「( 8 ) 申込取扱場所」をご参照ください。

## ( 1 1 ) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。  
株式会社証券保管振替機構

## ( 1 2 ) 【その他】

申込みの方法

受益権の取得の申込みは、販売会社取引口座を開設のうえ当ファンドの申込みを行うことによって成立します。

販売会社は、お申込みの成立までに、「総合取引約款」および当ファンドの「目論見書」等を提示、お渡しいたします。

受益権取得申込みの方は「目論見書」等をご高覧のうえ、当該約款等に基づく「取引口座設定申込書」および当ファンドの「取得申込書」等にご記入のうえ、ご提出下さい。

自動けいぞく投資コースを選択した受益権の取得申込者は、販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって分配金再投資に関する契約を締結します。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、ファミリーファンド方式により、わが国金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）上場株式のうち中小型株を主要な投資対象とし、信託財産の中長期的な成長をめざして積極的な運用を行います。信託金の限度額は1,000億円です。

#### 商品分類

##### ファンドの基本的性格

当ファンドは、追加型投信 / 国内 / 株式に属するものです。

下記は、社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しております。当ファンドが該当する商品分類及び属性区分に網掛けで表示しております。

##### < 商品分類表 >

単位型/追加型 ( 1 )	投資対象地域 ( 2 )	投資対象資産 ( 収益の源泉 ) ( 3 )
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 資産複合

- ( 1 ) 追加型投信とは、一度設定されたファンドであってもその後、追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
- ( 2 ) 投資対象地域による区分で国内とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ( 3 ) 投資対象資産による区分で株式とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

##### < 属性区分表 >

投資対象資産 ( 4 )	決算頻度	投資対象地域 ( 5 )	投資形態
株式 一般/大型株/中小型株	年1回 年2回	グローバル 日本	ファミリー ファンド
債券 一般/公債/社債 その他債券 クレジット属性	年4回 年6回 ( 隔月 ) 年12回	北米 欧州 アジア オセアニア	ファンド・ オブ・ ファンズ
不動産投信 その他資産 ( 投資信託証券 ( 株式・中小型株 ) ) 資産複合 資産配分固定型/資産配分変更型	( 毎月 ) 日々 その他	中南米 アフリカ 中近東 ( 中東 ) エマージング	

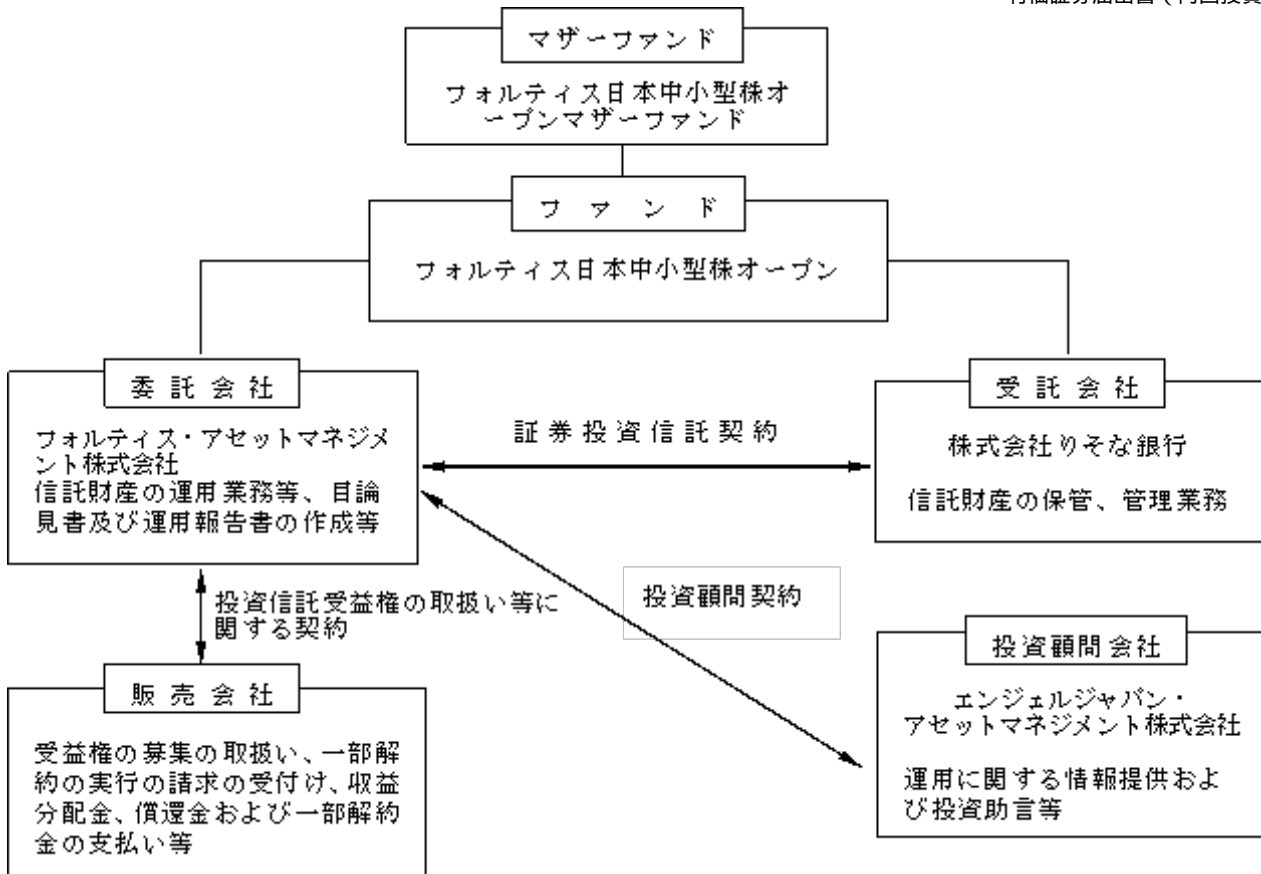
- ( 4 ) 投資対象資産による区分でその他資産 ( 投資信託証券 ( 株式・中小型株 ) ) とは、目論見書又は投資信託約款において、株式、債券、不動産投信以外に主として投資する旨の記載があるものをいいます。当ファンドは主要投資対象のフォルティス日本中小型株オープンマザーファンドの投資信託証券 ( 受益証券 ) を通じて中小型株の株式を実質投資対象資産とします。
- ( 5 ) 投資対象地域の日本とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

商品分類・属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会の下記のインターネットホームページをご参照下さい。

<http://www.toushin.or.jp/>

##### (2)【ファンドの仕組み】

###### a ファンドの関係法人



#### 証券投資信託契約

委託会社と受託会社との間では、証券投資信託契約を締結しております。信託契約期間は契約締結日から信託終了の日または信託契約解約の日までとなっております。

#### 投資信託受益権の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社との間では、受益権の募集、売り出しの取扱いおよび収益分配金、償還金の支払等に関する契約を締結しております。

契約期間は、1年毎の更新となっており、委託会社、販売会社双方から期間満了の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されます。自動延長後の取扱いについても同様です。

#### 投資顧問契約

委託会社と投資顧問会社との間では、投資顧問契約を締結しております。契約期間は、1年毎の更新となっており、委託会社、投資顧問会社双方から期間満了の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されます。自動延長後の取扱いについても同様です。

## b 委託会社等の概況

本書提出日現在の資本 4億円

金の額

沿革

平成 4年 1月 コメルツ・インターナショナル投資顧問株式会社設立

平成 4年 4月 証券投資顧問業の登録

平成 6年 5月 投資一任契約に係る業務の認可

平成 9年11月 コメルツ投信投資顧問株式会社に商号変更

平成 9年12月 証券投資信託委託業の免許（平成10年法改正により認可）取得

平成19年11月 フォルティス・アセットマネジメント株式会社に商号変更

平成20年10月 フォルティス・インベストメンツ・ジャパン株式会社と合併

## 大株主の状況

（本書提出日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
BNP Paribas Investment Partners SA ビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズ エス・エイ	フランス共和国 パリ75009 ブルヴァーオスマン1	8,000株	100%

## 2【投資方針】

## (1)【投資方針】

## a 運用方針

当ファンドは、ファミリーファンド方式により、わが国の金融商品取引所上場株式のうち中小型株を主要な投資対象とし、信託財産の中長期的な成長をめざして積極的な運用を行います。

## b 投資態度

親投資信託を通して、わが国の金融商品取引所上場株式のうち、中小型株を主要な投資対象とします。親投資信託受益証券の組入比率は高位を保つことを原則とします。ただし、資金動向等によっては組入比率を引き下げることもあります。また、市況動向によっては有価証券への直接投資を行うこともあります。

株式以外の資産への実質投資割合（親投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした割合を含みます。）は、原則として信託財産の総額の30%以下とします。

親投資信託の運用に関してはエンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社より投資助言を受けます。

ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす状態になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

## (ご参考) フォルティス日本中小型株オープンマザーファンドの投資態度

企業業績、株価ともに今後の成長性に注目し、潜在成長力が高いと見込まれる革新的な高成長企業の株式を厳選して分散投資します。

組入銘柄の選定にあたっては企業訪問によるボトムアップ・リサーチを基本とし、(イ)中長期高成長戦略の有無、妥当性、(ロ)短期的業績の信頼性、(ハ)企業経営者の理念、志、(ニ)財務面の裏付けなどを中心に成長性、収益性、安全性、革新性、株価水準を総合的に評価判断します。

株式以外の資産への投資は、原則として信託財産の総額の30%以下とします。

本ファンドの運用に関してはエンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社より投資助言を受けます。

ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす状態になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

## (2)【投資対象】

## a 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を主としてフォルティス日本中小型株オープンマザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）に投資するほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

株券または新株引受権証書

国債証券

地方債証券

特別の法律により法人の発行する債券

社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号に定めるものをいいます。）

特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号に定めるものをいいます。）

協同組織金融機関に係る優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（金融商品取引法第2条第1項第7号に定めるものをいいます。）

特定目的別会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号に定めるものをいいます。）

コマーシャル・ペーパー

新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号に定めるものをいい、外国証券投資信託の受益証券を除きます。）

投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号に定めるものをいい、外国投資証券を除きます。）

オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号に定めるものをいい、有価証券に係るものに限り、）

預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号に定めるもので本邦通貨建のものとし、）

貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、第1号の証券または証書、第15号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第15号の証券のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第12号の証券および第13号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

#### b 投資対象とする金融商品

前記aに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。

預金

指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

コール・ローン

手形割引市場において売買される手形

抵当証券

前記aにかかわらず、このファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記の から までに掲げる金融商品により運用することができるものとします。

#### c その他の投資対象

信用取引の売付けができるものとします。ただし、売付けたものは買戻しまたは現渡しにより決済することができるものとします。

わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券に係るこれらの取引と類似の取引を行うことができるものとします。なお、選択権取引は、オプション取引に含まれるものとします。

わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を行うことができるものとします。

異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができるものとします。なお、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。

金利先渡取引を行うことができるものとします。なお、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。

信託財産に属する有価証券を貸付けることができるものとします。

一部解約金または再投資に係る収益分配金の支払資金に不足額が生じたときは、資金借入れをすることができるものとします。

### （3）【運用体制】

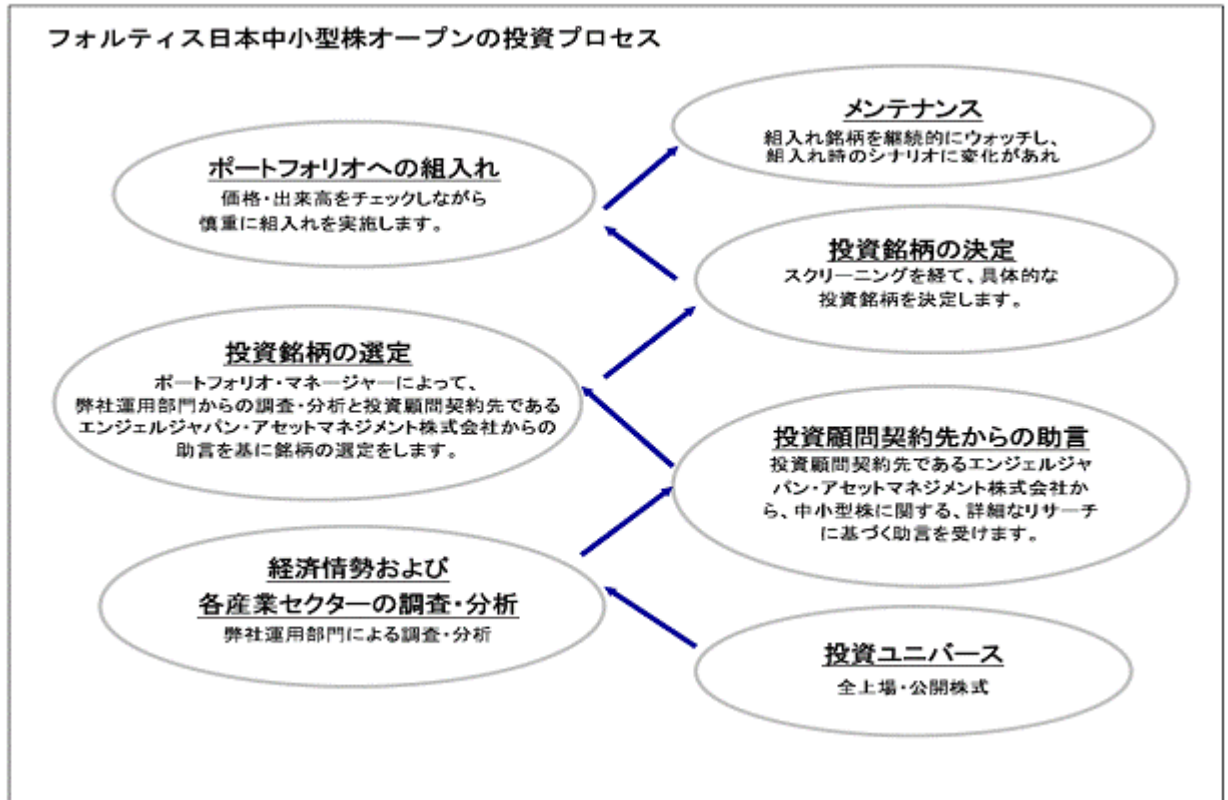
#### a 運用機構と概要

当社は、多様な運用スタイル、投資対象を有する商品を高い専門性を発揮して提供するため、「組織運用制」と「ファンドマネージャー制」を採用しています。

#### b 意思決定プロセス

運用部門が内外の経済情勢および各産業セクターの調査・分析を行います。  
投資顧問契約先である、エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社から、ボトムアップ・アプローチによる個別企業の調査・分析情報及び運用戦略情報の提供を受けます。  
ファンドマネージャーは、上記及びの情報に基づいて、実際の投資行動を行います。  
運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および投資行動のチェックは、運用部門から独立した業務部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めています。

上記の「(3)運用体制」は今後変更になる場合があります。



#### (4) 【分配方針】

##### a 収益分配方針

毎決算毎に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配金額は、委託会社が基準価額の水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

収益分配にあてなかつた利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

##### b 収益の分配の計理

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。

(イ) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

(ロ) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越すものとします。

また、収益分配金のうち上記（イ）（ロ）によるものは普通分配金、（ハ）によるものは特別分配金（非



課税）として支払います。

c 収益分配金の交付

毎計算期間終了日後1か月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目）までに収益分配金の支払を開始します。支払いは、委託会社の指定する販売会社の営業所等において行います。受益者が、支払開始日から5年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。収益分配金は、自動けいぞく投資コースの受益者の場合はその契約にしたがって計算期末の翌営業日に手取金をもって、当ファンドの買付を自動的に行います。

（注）分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（5）【投資制限】

（ ）信託約款に基づく投資制限

- a 親投資信託への投資割合は、制限を設けないものとします。
- b 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%を超えないものとします。
- c 投資する株式等の範囲  
委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割または社債権者割により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- d 同一銘柄の株式等への投資制限  
委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- e 同一銘柄の転換社債等への投資制限  
委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

## f 信用取引の指図範囲

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前項の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図を行うこととします。

## g スワップ取引の運用指図・目的・範囲

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

前項において親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

## h 金利先渡取引の運用指図

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有金利商品の時価総額と親投資信託の信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

前項において親投資信託の信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、親投資信託の信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の信託財産にかかる保有金利商品の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準と

した数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

i 有価証券の貸付の指図および範囲

委託会社は、信託財産に属する株式および公社債につき下記範囲内で貸付の指図を行うことができます。

(イ) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

(ロ) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面の合計額を超えないものとします。

上記に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

j 資金の借入れ

委託会社は、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

( ) 法令に基づく投資制限

当ファンドに適用される投資信託及び投資法人に関する法律（以下、「投信法」といいます。）等関連法令上により、後記に掲げる取引は、制限されます。

デリバティブ取引にかかる制限（金融商品取引法第42条の2第7号、金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

同一法人の発行する株式への投資制限（投信法第9条、同法施行規則第20条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

### 3【投資リスク】

当ファンドは、値動きのある有価証券や金融商品に投資しますので基準価額は変動します。したがって、ファンドは金融機関の預金と異なり元金が保証されているものではなく、投資元金が割り込むことがあります。ありません。またファンドは、預金保険の対象ではなく、信託財産に生じた利益及び損失はすべてご投資家に帰属します。リスクとは、投資によって資金を失う可能性、期待通りの収益を得られない可能性です。通常、リスクが大きいほど投資収益は大きくなりますが、損失も大きくなります。

a ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、主として株式などの値動きのある証券に投資するため、組入れ証券の価格の変動に伴うリスクがあります。当ファンドの投資対象には、新興企業の株式が多く含まれます。一般に新興企業の株式は取引される株式数が少なく、概ね価格変動は大きくなる傾向があります。

主なリスクの分類につきましては、以下の通りです。

価格変動リスク

株式の価格は、国内外の政治・経済情勢などの影響を受けて大きく変動します。また個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

#### 流動性リスク

一般に、市場規模や取引量が少ないために組入銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売買できない場合、不測の損失を被るリスクがあります。

#### 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価値が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。有価証券等の格付けが低い場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクが高いものになると想定されます。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

#### <その他の留意事項>

解約申込みに伴うファンドの資金流出に伴った基準価額変動のリスク

解約資金を手当てするために、保有有価証券等を売却した場合に取引執行コスト等がかかり、ファンドの基準価額の下落の要因が発生します。また売却の際の市場動向や取引量の状況等によっては基準価額が大きく変動する可能性があります。

システムリスク・市場リスクなどに関する留意点

証券市場は、国際的な経済事情の急変または予測が不可能な天災地変、経済事情の変化、テロ行為等、コンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により市場の閉鎖や急激な市況変動が起こることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。また、一時的に取得・換金ができなくなることもあります。

#### b 投資リスクに対する管理体制

委託会社であるフォルティス・アセットマネジメント株式会社では、業務部門によって日々のトレード、約定、決済など、事務面での監視を実施しております。また同時に、コンプライアンス・オフィサーによる法令・諸規則、および運用ガイドライン、信託約款などの遵守についてのモニタリングが実施されています。なお、委託会社ではパフォーマンス評価委員会、リスク管理委員会により定期的チェックを行い、更なるリスクの監視に努めています。尚、委員会および管理体制は変更される場合があります。

## パフォーマンス評価委員会

構成メンバー	運用部門、コンプライアンス・オフィサー、営業部門の代表者、業務部門の代表者
所管業務	運用ファンドに対する運用成績の評価と問題点の把握、市場リスク、信用リスク、流動性リスクの検証
権限 / 責任範囲	運用成績改善要請、所管部門に対する問題点の是正勧告

## リスク管理委員会

構成メンバー	業務部門の代表者、コンプライアンス・オフィサー、営業部門の代表者、運用部門の代表者
所管業務	バック・オフィスに係わるリスクの検証
権限 / 責任範囲	バック・オフィスに係わるリスクの提言

## 4【手数料等及び税金】

## (1)【申込手数料】

お申込手数料は、委託会社の指定する販売会社が取得申込受付日の基準価額に3.15%（税抜3.0%）を上限としてそれぞれ別に定めることとします。

## (2)【換金（解約）手数料】

解約手数料

解約手数料はありません。

信託財産留保額

解約請求受付日の基準価額の0.3%を乗じた金額とします。解約によるご換金時にお支払いいただきます。

## (3)【信託報酬等】

信託期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、年10,000分の168（税抜年10,000分の160）の率を乗じて得た金額が信託報酬として毎日計算され、信託財産の費用として計上されます。

信託報酬の支払いは、毎計算期末に当該計算期末までに計上された金額ならびに信託の終了時に終了時まで計上された金額を信託財産中から支弁します。

信託報酬の配分は以下の通りです。

委託会社：0.9975%（消費税込み 税抜き0.95）

販売会社：0.5775%（消費税込み 税抜き0.55）

受託会社：0.105%（消費税込み 税抜き0.1）

## (4)【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

信託事務の諸費用	信託財産に関する租税 信託財産の財務諸表の監査に要する費用（ 1） 有価証券届出書、目論見書、有価証券報告書、運用報告書等の作成・印刷費用（ 2） 信託事務の処理に要する諸費用
売買・保管等に要する費用	ファンドの組入有価証券等の売買に係る売買手数料等 先物・オプション取引に要する費用 その他の金融商品取引に要する費用
資金の借入れ	信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合の当該借入金の利息等
その他	受託会社の立て替えた立替金の利息 当該各費用に係る消費税相当額

上記の諸費用は、信託財産の計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁されます。

委託会社は、前記の監査費用（ 1）及び法定書類等の費用（ 2）及び当該費用にかかる消費税等をあらかじめ合理的に見積もったうえで、信託財産の純資産総額に対して年率0.05%を上限とする額を、かかる費用の合計額とみなして、実際または予想される金額を上限として、信託財産より受領することが出来ます。ただし、委託会社は信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に、随時かかる諸費用の年率を見直して、これを変更することができます。

その他の費用については、定時に見直されるものや売買条件等により異なるものがある為、当該費用および合計額（上限額等を含む）及び具体的な金額を表示することが出来ません。

上記ファンドでご負担いただく各当該費用に係る信託報酬、その他の費用の合計額、上限額、計算方法等は、保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時、請求時に初めて具体的な金額を認識するものがあったりすることから、予め具体的な金額等を記載することはできません。

#### （５）【課税上の取扱い】

##### 個別元本方式について

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（お申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行なわれます。受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の「収益分配金の課税について」をご参照下さい。）

##### 収益分配金の課税について

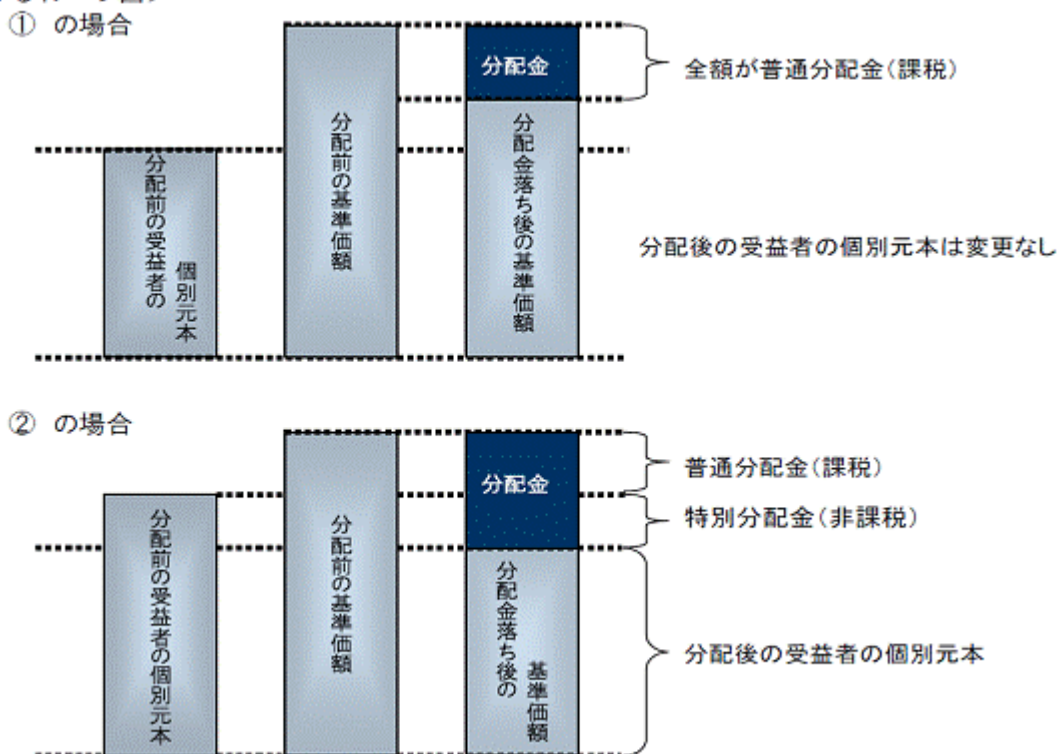
追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

##### <分配金に関するイメージ図>



##### 個人、法人別の課税の取扱いについて

##### A 個人の受益者に対する課税

	平成23年12月31日まで	平成24年1月1日以降
--	---------------	-------------

収益分配金の課税	収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率で源泉徴収され確定申告不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税を選択することができます。	収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、20%（所得税15%および地方税5%）の税率で源泉徴収され確定申告不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税を選択することができます。
解約時および償還時の課税	譲渡益（解約価額および償還価額から取得費を控除した利益をいいます。）については、譲渡所得として10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用され、申告分離課税となります。なお、源泉徴収選択口座を選択した場合には、原則として確定申告不要となります。	譲渡益（解約価額および償還価額から取得費を控除した利益をいいます。）については、譲渡所得として20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用され、申告分離課税となります。なお、源泉徴収選択口座を選択した場合には確定申告不要となります。

< 損益通算について >

解約時および償還時の損益については、確定申告により上場株式等との譲渡損益および申告分離課税を選択した場合の上場株式等の配当所得との損益通算が可能となります。

B 法人の受益者に対する課税

	平成23年12月31日まで	平成24年1月1日以降
収益分配金 解約時および償還時	収益分配金のうち課税対象となる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額に対しては、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収されます。	収益分配金のうち課税対象となる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額に対しては、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収されます。

< 益金不算入制度について >

当ファンドは、益金不算入制度の適用があります。

マル優制度（少額貯蓄非課税制度）の適用はありません。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更となる場合があります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家に確認されることをお勧めします。



## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】

平成22年3月末日現在

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	319,265,404	100.26
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		836,479	0.26
合計（純資産総額）		318,428,925	100.00

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

（注2）投資比率は、小数第3位以下を四捨五入してあります。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## A 評価額上位30銘柄

平成22年3月末日現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量（口）	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	親投資信託 受益証券	フォルティス日本中小型株 オープンマザーファンド	653,028,031	0.4529 295,771,647	0.4889 319,265,404	100.26

## B 種類別の投資比率

平成22年3月末日現在

種類	国内/外国	投資比率（％）
親投資信託受益証券	国内	100.26

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。



## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

平成21年3月末日から平成22年3月末日における各月末日ならびに各計算期間末日の純資産の推移は以下のとおりです。

年 月 日		純資産総額（百万円）		基準価額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期	（平成12年7月31日）	1,143	1,143	8,364	8,364
第2期	（平成13年1月30日）	985	985	7,106	7,106
第3期	（平成13年7月30日）	784	784	5,644	5,644
第4期	（平成14年1月30日）	655	655	4,718	4,718
第5期	（平成14年7月30日）	678	678	4,932	4,932
第6期	（平成15年1月30日）	482	482	3,512	3,512
第7期	（平成15年7月30日）	56	56	4,074	4,074
第8期	（平成16年1月30日）	65	65	5,169	5,169
第9期	（平成16年7月30日）	140	140	6,666	6,666
第10期	（平成17年1月31日）	124	124	6,460	6,460
第11期	（平成17年8月1日）	105	105	7,968	7,968
第12期	（平成18年1月30日）	740	761	10,411	10,711
第13期	（平成18年7月31日）	611	611	7,940	7,940
第14期	（平成19年1月30日）	609	609	7,965	7,965
第15期	（平成19年7月30日）	496	496	6,622	6,622
第16期	（平成20年1月30日）	395	395	5,357	5,357
第17期	（平成20年7月30日）	372	372	5,136	5,136
第18期	（平成21年1月30日）	269	269	3,750	3,750
第19期	（平成21年7月30日）	324	324	4,508	4,508
第20期	（平成22年2月1日）	299	299	4,286	4,286
	平成21年3月末日	247	-	3,472	-
	平成21年4月末日	250	-	3,519	-
	平成21年5月末日	291	-	4,082	-
	平成21年6月末日	319	-	4,446	-
	平成21年7月末日	325	-	4,527	-
	平成21年8月末日	330	-	4,641	-
	平成21年9月末日	328	-	4,663	-
	平成21年10月末日	323	-	4,596	-
	平成21年11月末日	288	-	4,113	-
	平成21年12月末日	297	-	4,246	-
	平成22年1月末日	301	-	4,322	-
	平成22年2月末日	301	-	4,337	-
	平成22年3月末日	318	-	4,613	-

（注）上記の基準価額は、1万口当たりの純資産額です。

## 【分配の推移】

	1万口当たりの分配金（円）
第1期計算期末	-
第2期計算期末	-
第3期計算期末	-
第4期計算期末	-
第5期計算期末	-
第6期計算期末	-
第7期計算期末	-
第8期計算期末	-
第9期計算期末	-
第10期計算期末	-
第11期計算期末	-
第12期計算期末	300
第13期計算期末	-
第14期計算期末	-
第15期計算期末	-
第16期計算期末	-
第17期計算期末	-
第18期計算期末	-
第19期計算期末	-
第20期計算期末	-

## 【収益率の推移】

		収益率（％）
第1期	（平成12年7月31日）	16.4
第2期	（平成13年1月30日）	15.0
第3期	（平成13年7月30日）	20.6
第4期	（平成14年1月30日）	16.4
第5期	（平成14年7月30日）	4.5
第6期	（平成15年1月30日）	28.8
第7期	（平成15年7月30日）	16.0
第8期	（平成16年1月30日）	26.9
第9期	（平成16年7月30日）	29.0
第10期	（平成17年1月31日）	3.1
第11期	（平成17年8月1日）	23.3
第12期	（平成18年1月30日）	34.4
第13期	（平成18年7月31日）	23.7
第14期	（平成19年1月30日）	0.3
第15期	（平成19年7月30日）	16.9
第16期	（平成20年1月30日）	19.1
第17期	（平成20年7月30日）	4.1
第18期	（平成21年1月30日）	27.0
第19期	（平成21年7月30日）	20.2
第20期	（平成22年2月1日）	4.9

(注)各計算期間の収益率とは、計算期間末日の分配付基準価額から前期末日分配落基準価額を控除した額を前期末日分配落基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数をいいます。

(参考情報：フォルティス日本中小型株オープンマザーファンドの投資状況・投資資産)

## (1) 投資状況

平成22年3月末日現在

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	531,705,540	96.20
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		21,013,590	3.80
合計(純資産総額)		552,719,130	100.00

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

(注2) 投資比率は、小数第3位以下を四捨五入してあります。

## (2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

## A 評価額上位30銘柄

平成22年3月末日現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量(株)	簿価単価 簿価金額 (円)	時価単価 評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	プロトコーポレーション	情報・通信業	6,600	2,700 17,820,000	3,170 20,922,000	3.79
2	日本	株式	あみやき亭	小売業	76	214,400 16,294,400	268,500 20,406,000	3.69
3	日本	株式	ドン・キホーテ	小売業	8,300	2,063 17,122,900	2,334 19,372,200	3.50
4	日本	株式	サイゼリヤ	小売業	11,200	1,721 19,275,200	1,687 18,894,400	3.42
5	日本	株式	シンプレクス・テクノロジー	情報・通信業	385	46,200 17,787,000	48,400 18,634,000	3.37
6	日本	株式	日本風力開発	卸売業	65	230,971 15,013,132	279,300 18,154,500	3.28
7	日本	株式	アスクル	小売業	10,200	1,630 16,626,000	1,776 18,115,200	3.28
8	日本	株式	朝日インテック	精密機器	12,000	1,591 19,089,798	1,479 17,748,000	3.21
9	日本	株式	カカクコム	サービス業	51	330,500 16,855,500	339,000 17,289,000	3.13
10	日本	株式	MARUWA	ガラス・土石製品	8,700	1,999 17,391,300	1,986 17,278,200	3.13
11	日本	株式	富士製薬工業	医薬品	10,500	1,653 17,356,500	1,617 16,978,500	3.07
12	日本	株式	日本高純度化学	化学	53	298,300 15,809,900	304,000 16,112,000	2.92
13	日本	株式	沢井製薬	医薬品	2,600	5,890 15,314,000	6,100 15,860,000	2.87

14	日本	株式	ワコム	電気機器	100	152,324 15,232,417	142,500 14,250,000	2.58
15	日本	株式	メック	化学	25,500	561 14,305,500	520 13,260,000	2.40
16	日本	株式	パルス	小売業	163	70,300 11,458,900	78,100 12,730,300	2.30
17	日本	株式	マクロミル	情報・通信業	92	123,100 11,325,200	135,200 12,438,400	2.25
18	日本	株式	ワークスアプリケーションズ	情報・通信業	197	56,400 11,110,800	62,400 12,292,800	2.22
19	日本	株式	ピジョン	その他製品	3,400	3,550 12,070,000	3,480 11,832,000	2.14
20	日本	株式	ぐるなび	サービス業	64	178,430 11,419,506	180,500 11,552,000	2.09
21	日本	株式	エムスリー	サービス業	36	311,500 11,214,000	320,000 11,520,000	2.08
22	日本	株式	T H K	機械	5,400	1,803 9,736,861	2,040 11,016,000	1.99
23	日本	株式	サイバーエージェント	サービス業	66	160,531 10,595,037	165,400 10,916,400	1.98
24	日本	株式	カルチュア・コンビニエンス・クラブ	サービス業	23,000	425 9,776,321	455 10,465,000	1.89
25	日本	株式	大黒天物産	小売業	3,700	2,700 9,990,000	2,797 10,348,900	1.87
26	日本	株式	米久	食料品	13,000	831 10,803,000	790 10,270,000	1.86
27	日本	株式	メガチップス	電気機器	7,100	1,224 8,690,400	1,400 9,940,000	1.80
28	日本	株式	メディネット	サービス業	270	19,194 5,182,257	33,100 8,937,000	1.62
29	日本	株式	ディスコ	機械	1,500	5,059 7,588,432	5,750 8,625,000	1.56
30	日本	株式	レーザーテック	電気機器	6,000	1,228 7,366,239	1,428 8,568,000	1.55

## B 業種別の投資比率

平成22年3月末日現在

種類	国/地域	業種	投資比率（％）
株式	日本	小売業	20.21
		サービス業	19.66
		情報・通信業	13.79
		電気機器	8.36
		医薬品	5.94
		化学	5.31
		機械	4.73
		ガラス・土石製品	4.56
		精密機器	3.93
		その他製品	3.46
		卸売業	3.28
		食料品	1.86
		不動産業	1.08
合計			96.20

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他の投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## 6【手続等の概要】

### (1) 申込（販売）手続等

当ファンドの取得の申込みは、委託会社が指定する販売会社の本支店営業所において、原則として営業日の午前12時までとさせていただきます。なお、当該受付時間を過ぎてのお申込みは、翌営業日の受付とさせていただきます。

#### お申込代金の計算

取扱い方法	申込単位	受渡代金の計算
一般コース	1万口以上 1万口単位	取得申込受付日の基準価額×お申込口数＝お申込金額。 これに、お申込口数によって定まる手数料（当該手数料額に係る消費税相当額が含まれています。）が加算された金額となります。
自動けいぞく投資コース	1万円以上 1円単位	取得申込受付日の基準価額×お申込口数＝お申込金額 これに、お申込口数によって定まる手数料（当該手数料額に係る消費税相当額が含まれています。）がお申込金額の中で精算されます。

自動けいぞく投資コースで収益分配金を再投資する際のお買付単位は1口単位となり無手数料の取扱いとなります。詳細は、販売会社窓口にてお尋ね下さい。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

### (2) 換金（解約）手続等

a 受益者（委託会社の指定する販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1万口単位（自動けいぞく投資契約に係る受益権または販売会社の所有に係る受益権については1口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。

一部解約請求の場合の受取金額は、解約請求日の基準価額から次の額を差引いた金額となります。

また、当該金額は請求を受け付けた日から起算して、原則として4営業日目から受益者に支払います。

解約価額＝基準価額－信託財産留保額（解約請求受付日の基準価額に0.3%乗じた金額）です。

b 受益者が前項の一部解約の実行の請求をするときは、委託会社の指定する販売会社に対して受益権をもって行うものとし、

c 一部解約の申込は委託会社が指定する販売会社の本支店営業所において、原則として営業日の午前12時までとさせていただきます。なお、当該受付時間を過ぎてのお申込みは、翌営業日の受付とさせていただきます。

d 解約請求の場合の受取金額は、請求を受け付けた日から起算して、原則として4営業日目から受益者に支払います。

e 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回されない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行を受け付けたものとして当該計算日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。換金に係る換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとし、

## 7【管理及び運営の概要】

### (1) 資産の評価

## a 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

株式、上場投資信託：原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の終値で評価します。

公社債等：原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。

(a) 日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値(平均値)

(b) 第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する価額

(c) 価格情報会社の提供する価額

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

## b 基準価額の算出頻度と照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および委託会社が指定する販売会社で入手できます。基準価額は、フォルティス・アセットマネジメント株式会社のホームページ（[www.fortis-am.com](http://www.fortis-am.com)）でご覧になれます。また、基準価額は翌日の日本経済新聞に掲載されます。

## (2) 保管

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

## (3) 信託期間

信託期間は原則として無期限とします。

## (4) 計算期間

当ファンドの計算期間は毎年1月31日から7月30日まで、および7月31日から翌年1月30日までとすることを原則とします。

前述にかかわらず、前述の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときには、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。なお、最終計算期間の終了日は、約款第4条に定める信託期間の終了日とします。

## (5) 受益者の権利等

受益者は、主な権利として収益分配金に対する請求権、償還金に対する請求権及び換金（解約）請求権を有しています。

## (6) その他

## ( ) ファンドの償還条件

a 信託期間中において信託契約の一部を解約することにより受益権の残存口数が10億口を下ることとなった場合は、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

b 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

## ( ) 償還金について

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社の指定する販売会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。償還金の支払いは、委託会社の指定する販売会社の営業所等において行います。

受益者が、支払開始日から10年間その支払いを請求をしないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

( ) 信託金限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、1,000億円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行われたときは、受託会社はその引受けを証する書面を委託会社に交付します。また、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

( ) 約款の変更

- a 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- b 委託会社は、aの変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c bの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、aの信託約款の変更をしません。
- e 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

( ) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

( ) 信託約款に関する疑義の取扱い

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託者との協議により定めます。



**第2【財務ハイライト情報】**

以下の情報は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」から抜粋して記載したものです。

ファンドの「財務諸表」については、あらた監査法人による監査を受けております。

また、当該監査法人による監査報告書は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」に添付されています。

## 【財務諸表】

## 【フォルティス日本中小型株オープン】

## 1【貸借対照表】

(単位：円)

	第19期 (平成21年7月30日現在)	第20期 (平成22年2月1日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
親投資信託受益証券	324,508,133	301,989,942
未収入金	2,354,588	-
流動資産合計	326,862,721	301,989,942
資産合計	326,862,721	301,989,942
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	125,610	-
未払受託者報酬	142,712	167,187
未払委託者報酬	2,140,584	2,507,704
その他未払費用	71,292	83,529
流動負債合計	2,480,198	2,758,420
負債合計	2,480,198	2,758,420
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1, 2 719,612,207	1, 2 698,184,643
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	3 395,229,684	3 398,953,121
(分配準備積立金)	49,639,050	47,685,868
元本等合計	324,382,523	299,231,522
純資産合計	324,382,523	299,231,522
負債純資産合計	326,862,721	301,989,942

## 2【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第19期	第20期
	自 平成21年 1月31日 至 平成21年 7月30日	自 平成21年 7月31日 至 平成22年 2月 1日
営業収益		
有価証券売買等損益	56,251,326	12,778,599
営業収益合計	56,251,326	12,778,599
営業費用		
受託者報酬	142,712	167,187
委託者報酬	2,140,584	2,507,704
その他費用	71,292	83,529
営業費用合計	2,354,588	2,758,420
営業利益又は営業損失( )	53,896,738	15,537,019
経常利益又は経常損失( )	53,896,738	15,537,019
当期純利益又は当期純損失( )	53,896,738	15,537,019
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	105,778	15,987
期首剰余金又は期首欠損金( )	448,972,332	395,229,684
剰余金増加額又は欠損金減少額	11,776,620	15,920,079
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	11,776,620	15,920,079
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	11,824,932	4,122,484
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	11,824,932	4,122,484
分配金	1 -	1 -
期末剰余金又は期末欠損金( )	395,229,684	398,953,121

[次へ](#)

## 3 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第19期 自 平成21年 1月31日 至 平成21年 7月30日	第20期 自 平成21年 7月31日 至 平成22年 2月 1日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い	計算期間末日の取扱い 平成22年1月30日及びその翌日が休日のため、当計算期間末日を平成22年2月1日としております。

### 第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は振替受益権であるため、委託会社はこの信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

#### a 名義書換

該当事項はありません。

#### b 受益者等名簿

作成しません。

#### c 受益者等に対する特典

該当するものではありません。

#### d 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

ファンド受益権の譲渡制限は設けておりません。

#### e 受益者集会等

該当するものは存在しません。

#### f 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### g 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

#### h 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社振法の定めるところに従い、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

#### i 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

#### j 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

**第4【ファンドの詳細情報の項目】**

当ファンドの有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の記載項目は下記のとおりです。

**第1 ファンドの沿革****第2 手続等**

1 申込（販売）手続等

2 換金（解約）手続等

**第3 管理及び運営**

1 資産管理等の概要

（1）資産の評価、（2）保管、（3）信託期間、（4）計算期間、（5）その他

2 受益者の権利等

**第4 ファンドの経理状況**

1 財務諸表

（1）貸借対照表、（2）損益及び剰余金計算書、（3）注記表、（4）附属明細表

2 ファンドの現況

純資産額計算書

**第5 設定及び解約の実績**

### 第三部【ファンドの詳細情報】

#### 第1【ファンドの沿革】

平成12年1月12日 関東財務局長に対して有価証券届出書提出  
 平成12年1月28日 有価証券届出書効力発生、当ファンドの募集日  
 平成12年1月31日 信託契約締結  
 平成12年1月31日 当ファンドの設定  
 平成12年1月31日 当ファンドの運用開始

#### 第2【手続等】

##### 1【申込（販売）手続等】

当ファンドの取得の申込みは、委託会社が指定する販売会社の本支店営業所において、原則として営業日の午前12時までとさせていただきます。なお、当該受付時間を過ぎてのお申込みは、翌営業日の受付とさせていただきます。

##### お申込代金の計算

取扱い方法	申込単位	受渡代金の計算
一般コース	1万口以上 1万口単位	取得申込受付日の基準価額 × お申込口数 = お申込金額。 これに、お申込口数によって定まる手数料（当該手数料額に係る消費税相当額が含まれています。）が加算された金額となります。
自動けいぞく 投資コース	1万円以上 1円単位	取得申込受付日の基準価額 × お申込口数 = お申込金額 これに、お申込口数によって定まる手数料（当該手数料額に係る消費税相当額が含まれています。）がお申込金額の中で精算されます。

自動けいぞく投資コースで収益分配金を再投資する際のお買付単位は1口単位となり無手数料の取扱いとなります。詳細は、販売会社窓口にてお尋ね下さい。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

##### 2【換金（解約）手続等】

- a 受益者（委託会社の指定する販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1万口単位（自動けいぞく投資契約に係る受益権または販売会社の所有に係る受益権については1口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。  
一部解約請求の場合の受取金額は、解約請求日の基準価額から次の額を差引いた金額となります。  
また、当該金額は請求を受け付けた日から起算して、原則として4営業日目から受益者に支払います。  
解約価額 = 基準価額 - 信託財産留保額（解約請求受付日の基準価額に0.3%乗じた金額）です。
- b 受益者が前項の一部解約の実行の請求をするときは、委託会社の指定する販売会社に対して受益権をもって行うものとし、
- c 一部解約の申込は委託会社が指定する販売会社の本支店営業所において、原則として営業日の午前12時までとさせていただきます。なお、当該受付時間を過ぎてのお申込みは、翌営業日の受付とさせていただきます。
- d 解約請求の場合の受取金額は、請求を受け付けた日から起算して、原則として4営業日目から受益者に支払います。
- e 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回されない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行を受け付けたものとして当該計算日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。換金に係る換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとします。

### 第3【管理及び運営】

#### 1【資産管理等の概要】

##### (1)【資産の評価】

###### a 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

株式、上場投資信託：原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の終値で評価します。

公社債等：原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。

(a) 日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値(平均値)

(b) 第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する価額

(c) 価格情報会社の提供する価額

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

###### b 基準価額の算出頻度と照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および委託会社が指定する販売会社で入手できます。基準価額は、フォルティス・アセットマネジメント株式会社のホームページ（[www.fortis-am.com](http://www.fortis-am.com)）でご覧になれます。また、基準価額は翌日の日本経済新聞に掲載されます。

##### (2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

##### (3)【信託期間】

信託期間は原則として無期限とします。

##### (4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は毎年1月31日から7月30日まで、および7月31日から翌年1月30日までとすることを原則とします。前述にかかわらず、前述の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときには、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。なお、最終計算期間の終了日は、約款第4条に定める信託期間の終了日とします。

##### (5)【その他】

###### ( ) ファンドの償還条件

a (イ) 信託期間中において信託契約の一部を解約することにより受益権の残存口数が10億口を下ることとなった場合は、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(ロ) 委託会社は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ハ) 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(ニ) 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えたときは、(イ)の信託契約の解約をしません。

(ホ) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ヘ) (ハ) から (ホ) までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合



であって、(八)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

- b (イ) 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ハ) 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (ニ) 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、(イ)の信託契約の解約をしません。
- (ホ) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ヘ) (ハ)から(ホ)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、(八)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- c (イ) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (ロ) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後記( )約款の変更にします。
- d 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、この信託は、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、約款第53条第4項に該当する場合を除き、その委託会社と受託会社との間において存続します。
- e 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、約款第53条の規定にしたがい新受託会社を選任します。受託会社が辞任したときは、委託会社は新受託会社を選任します。受託会社が辞任した後、委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### ( ) 償還金について

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社の指定する販売会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。償還金の支払いは、委託会社の指定する販売会社の営業所等において行います。

受益者が、支払開始日から10年間その支払いを請求をしないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

( ) 信託金限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、1,000億円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行われたときは、受託会社はその引受けを証する書面を委託会社に交付します。また、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

( ) 約款の変更

- a 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- b 委託会社は、aの変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c bの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、aの信託約款の変更をしません。
- e 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

( ) 委託会社の営業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a 委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b 委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

( ) 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

( ) 契約書などにつきましては、第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格 (2) ファンドの仕組みに記載してあります。

( ) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

## 2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

a 分配金、償還金受領権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金・償還金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。また、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(注) ファンドの分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

b 受益権の一部解約請求権

受益者は、受益権の一部解約を販売会社を通じて委託会社に請求することができます。

c 受益権均等分割

受益者は、所有する受益権の口数に応じて均等に当ファンドの受益権を保有します。受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

## d 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

## e 当初の受益者

ファンドの信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

## f 委託会社の免責

上記の収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いについては、委託会社は販売会社に対する支払いをもって免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託会社が一定期間経過後、販売会社より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭になるものとします。

## g 投資信託約款の重大な内容の変更、信託契約の解約に係る異議申立権

委託会社が前記「(5)その他( )ファンドの償還条件」に規定する信託の解約または「( )信託約款の変更」に規定する投資信託約款の変更を行う場合において、その変更内容が重大なものとなる場合には、受益者は所定の期間内に委託会社に対して異議を述べることができます。ただし、信託の解約の場合において、投資信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、異議を申立てることのできる期間が1ヶ月を下らずに信託の解約の公告および書面の交付を行うことが困難な場合には、適用しません。

## h 異議申立てを行った受益者の買取請求権

前記に基づき異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。上記の買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および販売会社の協議により決定するものとします。上記の買取請求の内容および手続きに関する事項は、前記「(5)その他( )ファンドの償還条件」または「( )信託約款の変更」に規定する公告または書面に付記します。

## i 受益者集会

受益者集会は開催しません。したがってその議決権は存在しません。

#### 第4【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。但し、「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令」（平成21年内閣府令第35号）の附則第16条第2項本文を適用しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期計算期間（平成21年1月31日から平成21年7月30日まで）及び、第20期計算期間（平成21年7月31日から平成22年2月1日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

## 1【財務諸表】

## 【フォルティス日本中小型株オープン】

## (1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第19期 (平成21年7月30日現在)	第20期 (平成22年2月1日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
親投資信託受益証券	324,508,133	301,989,942
未収入金	2,354,588	-
流動資産合計	326,862,721	301,989,942
資産合計		
	326,862,721	301,989,942
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	125,610	-
未払受託者報酬	142,712	167,187
未払委託者報酬	2,140,584	2,507,704
その他未払費用	71,292	83,529
流動負債合計	2,480,198	2,758,420
負債合計		
	2,480,198	2,758,420
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1, 2 719,612,207	1, 2 698,184,643
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	3 395,229,684	3 398,953,121
(分配準備積立金)	49,639,050	47,685,868
元本等合計	324,382,523	299,231,522
純資産合計		
	324,382,523	299,231,522
負債純資産合計		
	326,862,721	301,989,942

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第19期	第20期
	自平成21年1月31日 至平成21年7月30日	自平成21年7月31日 至平成22年2月1日
営業収益		
有価証券売買等損益	56,251,326	12,778,599
営業収益合計	56,251,326	12,778,599
営業費用		
受託者報酬	142,712	167,187
委託者報酬	2,140,584	2,507,704
その他費用	71,292	83,529
営業費用合計	2,354,588	2,758,420
営業利益又は営業損失( )	53,896,738	15,537,019
経常利益又は経常損失( )	53,896,738	15,537,019
当期純利益又は当期純損失( )	53,896,738	15,537,019
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	105,778	15,987
期首剰余金又は期首欠損金( )	448,972,332	395,229,684
剰余金増加額又は欠損金減少額	11,776,620	15,920,079
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	11,776,620	15,920,079
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	11,824,932	4,122,484
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	11,824,932	4,122,484
分配金	1	1
期末剰余金又は期末欠損金( )	395,229,684	398,953,121

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第19期	第20期
	自平成21年1月31日 至平成21年7月30日	自平成21年7月31日 至平成22年2月1日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い	計算期間末日の取扱い 平成22年1月30日及びその翌日が休日のため、当計算期間末日を平成22年2月1日としております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第19期	第20期
	(平成21年7月30日現在)	(平成22年2月1日現在)
1 期首元本額	718,317,374 円	719,612,207 円
期中追加設定元本額	20,114,883 円	7,498,540 円
期中解約元本額	18,820,050 円	28,926,104 円
2 計算期間末日における受益権の総数	719,612,207 口	698,184,643 口
3 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は、395,229,684円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は、398,953,121円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第19期	第20期
自平成21年1月31日 至平成21年7月30日	自平成21年7月31日 至平成22年2月1日
1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から、費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(46,978,585円)及び分配準備積立金(49,639,050円)より分配対象収益は96,617,635円(1万口当たり1,342.63円)であります。分配は行っておりません。	1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から、費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(46,088,189円)及び分配準備積立金(47,685,868円)より分配対象収益は93,774,057円(1万口当たり1,343.10円)であります。分配は行っておりません。

## (有価証券関係に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	第19期 (平成21年7月30日現在)		第20期 (平成22年2月1日現在)	
	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託 受益証券	324,508,133 円	56,821,559 円	301,989,942 円	12,062,526 円
合計	324,508,133 円	56,821,559 円	301,989,942 円	12,062,526 円

## (デリバティブ取引等関係に関する注記)

第19期(平成21年7月30日現在)

該当事項はありません。

第20期(平成22年2月1日現在)

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

第19期(自平成21年1月31日至平成21年7月30日)

該当事項はありません。

第20期(自平成21年7月31日至平成22年2月1日)

該当事項はありません。

## (1口当たり情報に関する注記)

第19期 (平成21年7月30日現在)		第20期 (平成22年2月1日現在)	
1口当たり純資産額	0.4508 円	1口当たり純資産額	0.4286 円
(1万口当たり純資産額)	4,508 円)	(1万口当たり純資産額)	4,286 円)

## (4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄名	元本額	評価額	
			単価	金額
親投資信託 受益証券	フォルティス日本中小型株 オープンマザーファンド	666,497,334 円	0.4531 円	301,989,942 円
合計		666,497,334 円		301,989,942 円

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## (参考情報)

当ファンドは、「フォルティス日本中小型株オープンマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下のとおりです。

「フォルティス日本中小型株オープンマザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外です。



## ( 1 ) 貸借対照表

区分	注記 番号	(平成21年7月30日現在)	(平成22年2月1日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
金銭信託		744,252	121,065
コール・ローン		23,110,626	9,787,526
株式		893,836,200	512,593,700
未収入金		2,610,886	3,927,992
未収配当金		1,856,000	800,500
未収利息		31	13
流動資産合計		922,157,995	527,230,796
資産合計		922,157,995	527,230,796
負債の部			
流動負債			
未払金		6,655,868	5,044,753
未払解約金		6,057,725	-
流動負債合計		12,713,593	5,044,753
負債合計		12,713,593	5,044,753
純資産の部			
元本等			
元本	1, 4	1,925,600,063	1,152,354,391
剰余金			
剰余金又は欠損金( )	3	1,016,155,661	630,168,348
元本等合計		909,444,402	522,186,043
純資産合計		909,444,402	522,186,043
負債純資産合計		922,157,995	527,230,796

## ( 2 ) 注記表

( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

区分	自平成21年1月31日 至平成21年7月30日	自平成21年7月31日 至平成22年2月1日
有価証券の評価基準 及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で 評価しております。時価評価にあたって は、金融商品取引所等における最終相場 (最終相場がないものについては、それ に準ずる価額)、金融商品取引所等の発 表する基準値段又は金融商品取引業者等 から提示される気配相場に基づいて評価 しております。	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で 評価しております。時価評価にあたって は、金融商品取引所等における最終相場 (最終相場がないものについては、それ に準ずる価額)、又は金融商品取引業者 等から提示される気配相場に基づいて評 価しております。

## （貸借対照表に関する注記）

項目	（平成21年7月30日現在）	（平成22年2月1日現在）
1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	1,954,011,182 円	1,925,600,063 円
同期中における追加設定元本額	16,564,115 円	5,003,498 円
同期中における解約元本額	44,975,234 円	778,249,170 円
2 同期末における元本の内訳		
フォルティス日本中小型株オープン	687,080,528 円	666,497,334 円
MUWM-中小型新成長株ファンド	1,238,519,535 円	485,857,057 円
計	1,925,600,063 円	1,152,354,391 円
3 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,016,155,661円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は630,168,348円であります。
4 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	1,925,600,063 口	1,152,354,391 口

## （有価証券関係に関する注記）

## 売買目的有価証券

種類	（平成21年7月30日現在）		（平成22年2月1日現在）	
	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	893,836,200 円	145,279,097 円	512,593,700 円	23,673,245 円
合計	893,836,200 円	145,279,097 円	512,593,700 円	23,673,245 円

## （デリバティブ取引等関係に関する注記）

（平成21年7月30日現在）

該当事項はありません。

（平成22年2月1日現在）

該当事項はありません。

## （関連当事者との取引に関する注記）

（自平成21年1月31日至平成21年7月30日）

該当事項はありません。

（自平成21年7月31日至平成22年2月1日）

該当事項はありません。

## （1口当たり情報に関する注記）

（平成21年7月30日現在）		（平成22年2月1日現在）	
1口当たり純資産額	0.4723円	1口当たり純資産額	0.4531円
（1万口当たり純資産額	4,723円）	（1万口当たり純資産額	4,531円）

## (3) 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

銘柄名	株数(株)	評価額		備考
		単価(円)	金額(円)	
米久	13,000	831	10,803,000	
シミック	80	18,340	1,467,200	
エプロ	10	191,000	1,910,000	
カカクコム	51	330,500	16,855,500	
ベネフィット・ワン	178	72,800	12,958,400	
エムスリー	36	311,500	11,214,000	
ぐるなび	57	176,900	10,083,300	
アスクル	10,200	1,630	16,626,000	
バルス	163	70,300	11,458,900	
あみやき亭	88	214,400	18,867,200	
日本風力開発	51	230,100	11,735,100	
大黒天物産	3,700	2,700	9,990,000	
ジェイアイエヌ	20,000	371	7,420,000	
スター・マイカ	55	88,100	4,845,500	
あさひ	5,400	1,409	7,608,600	
マクロミル	92	123,100	11,325,200	
SBIベリトランス	77	43,500	3,349,500	
セプテーニ・ホールディングス	60	37,650	2,259,000	
プロトコーポレーション	7,300	2,700	19,710,000	
ワークスアプリケーションズ	197	56,400	11,110,800	
テイクアンドギヴ・ニーズ	500	9,950	4,975,000	
シンプレクス・テクノロジー	385	46,200	17,787,000	
富士製薬工業	10,500	1,653	17,356,500	
沢井製薬	2,600	5,890	15,314,000	
ラウンドワン	10,900	576	6,278,400	
サイバーエージェント	40	160,000	6,400,000	
カルチュア・コンビニエンス・クラブ	20,000	426	8,520,000	
メック	25,500	561	14,305,500	
日本高純度化学	53	298,300	15,809,900	
MARUWA	8,700	1,999	17,391,300	
ディスコ	1,200	4,945	5,934,000	
ハーモニック・ドライブ・システムズ	20	266,000	5,320,000	
THK	4,600	1,760	8,096,000	
ユーシン精機	12,500	1,405	17,562,500	
ワコム	95	153,100	14,544,500	
日本マイクロニクス	2,000	1,540	3,080,000	
メガチップス	7,100	1,224	8,690,400	
フェローテック	5,000	1,020	5,100,000	
レーザーテック	4,600	1,167	5,368,200	
ドン・キホーテ	8,300	2,063	17,122,900	
サイゼリヤ	11,200	1,721	19,275,200	
朝日インテック	11,300	1,605	18,136,500	
ハイビック	62,600	128	8,012,800	

エフピコ	2,500	4,280	10,700,000	
ピジョン	3,400	3,550	12,070,000	
スカパーJ S A Tホールディングス	328	38,700	12,693,600	
イー・アクセス	112	63,500	7,112,000	
エムティーアイ	13	185,100	2,406,300	
ダイセキ	3,000	1,878	5,634,000	
合計	279,841		512,593,700	

( 2 ) 株式以外の有価証券  
該当事項はありません。

第 2 信用取引契約残高明細表  
該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

平成22年3月末日

資産総額	319,352,327	円
負債総額	923,402	円
純資産総額（ - ）	318,428,925	円
発行済数量	690,344,328	口
1口当たり純資産額（ / ）	0.4613	円
（1万口当たりの純資産額	4,613	円）

## 第5【設定及び解約の実績】

当ファンドの設定日(平成12年1月31日)から第20期末(平成22年2月1日)までの販売及び一部解約の実績は次の通りです。

	設定口数	解約口数
第1期	1,377,339,866	10,339,751
第2期	35,651,139	17,033,885
第3期	9,628,087	5,789,680
第4期	870,387	2,161,669
第5期	1,632,665	14,308,570
第6期	1,244,336	3,096,536
第7期	746,172	1,236,964,800
第8期	2,915,880	15,504,922
第9期	89,777,370	3,890,229
第10期	6,164,329	24,739,645
第11期	1,973,159	61,967,316
第12期	617,319,967	38,565,970
第13期	132,573,559	73,451,374
第14期	72,110,695	77,851,144
第15期	54,003,057	70,007,538
第16期	29,652,044	41,248,545
第17期	7,398,536	19,684,365
第18期	9,165,616	15,243,551
第19期	20,114,883	18,820,050
第20期	7,498,540	28,926,104

## 第四部【特別情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### a 資本の額

本書提出日現在の資本金の額	4億円
会社が発行する株式総数	13,000株
発行済株式総数	8,000株
平成13年9月 資本金を2,750百万円に増資	
平成14年12月 資本金を400百万円に減資	

##### b 委託会社等の機構

###### (1) 経営体制

当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上の取締役で構成されます。取締役の選任は株主総会において、総株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うものとします。

取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一とします。

取締役会はその決議をもって、取締役中より取締役会長、取締役副会長、取締役社長、取締役副社長、その他の役付取締役を選任することができます。また、取締役中より代表取締役1名以上を選任します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役の全員に事故があるとき、または欠員の場合は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当たります。取締役会の招集通知は1週間前までにこれを発します。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができます。また、取締役および監査役の全員の同意があるときは、これを省略することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

###### (2) 運用体制

###### 運用機構と概要

当社は、多様な運用スタイル、投資対象を有する商品を高い専門性を発揮して提供するため、「組織運用制」と「ファンドマネージャー制」を採用しています。

###### 意思決定プロセス

- 運用部門が、マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。
- 上記の分析結果をふまえ、運用部門において、運用の投資方針を策定します。
- ファンドマネージャーは、上記方針に基づく具体的な運用戦略や投資計画を作成し実際の投資行動を行います。
- 運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および投資行動のチェックは、運用部門から独立した業務部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めています。

上記の「(2)運用体制」は今後変更になる場合があります。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成22年3月末日現在のファンド数は91本、純資産総額は400,973百万円です。

追加型株式投資信託 66本

単位型株式投資信託 25本

### 3【委託会社等の経理状況】

#### 1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

#### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第18期事業年度（平成20年1月1日から平成20年12月31日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人による監査を受けております。また、第19期事業年度（平成21年1月1日から平成21年12月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

なお、当社の監査人は次のとおり交代しております。

第18期事業年度 あずさ監査法人

第19期事業年度 有限責任監査法人トーマツ

## 財務諸表

## ( 1 ) 【貸借対照表】

( 単位：千円 )

	前事業年度 (平成20年12月31日)	当事業年度 (平成21年12月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金・預金	1,677,352	166,604
有価証券		871,462
未収委託者報酬	634,540	544,883
未収運用受託報酬	316,391	195,869
未収投資助言報酬	24,696	164,540
未収収益	119,251	449,462
繰延税金資産	88,913	444,568
前払費用	23,367	21,052
立替金	29,844	47,198
未収還付法人税等	108,358	-
未収還付消費税等	44,158	-
その他流動資産	26,053	24,354
貸倒引当金	-	18,954
<b>流動資産計</b>	<b>3,092,928</b>	<b>2,911,043</b>
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物附属設備 * 1	124,013	96,630
工具器具備品 * 1	67,263	38,381
<b>有形固定資産計</b>	<b>191,276</b>	<b>135,012</b>
<b>無形固定資産</b>		
電話加入権	1,166	1,166
ソフトウェア	401	1,676
のれん	488,000	383,428
<b>無形固定資産計</b>	<b>489,568</b>	<b>386,271</b>
<b>投資その他の資産</b>		
長期差入保証金	229,414	228,240
投資有価証券	773	999
繰延税金資産	355,655	-
<b>投資その他の資産計</b>	<b>585,842</b>	<b>229,239</b>
<b>固定資産計</b>	<b>1,266,687</b>	<b>750,524</b>
<b>資産合計</b>	<b>4,359,616</b>	<b>3,661,567</b>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
未払手数料	586,869	437,743
未払費用	105,551	94,574
関係会社未払金 * 2	26,894	82,989
未払法人税等	-	8,302
未払消費税等	-	17,500
預り金	44,213	44,131
賞与引当金	277,225	286,621
関係会社借入金 * 2	1,300,000	800,000



その他流動負債	85,318	-
流動負債計	2,426,073	1,771,864
固定負債		
退職給付引当金	13,921	66,596
固定負債計	13,921	66,596
負債合計	2,439,994	1,838,461
純資産の部		
株主資本		
資本金 * 3	400,000	400,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	1,057,867	1,057,867
資本剰余金計	1,057,867	1,057,867
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	461,754	365,239
利益剰余金計	461,754	365,239
株主資本計	1,919,621	1,823,106
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	-	0
評価・換算差額等合計	-	0
純資産合計	1,919,621	1,823,106
負債・純資産合計	4,359,616	3,661,567

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日)	当事業年度 (自 平成21年 1月 1日 至 平成21年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	1,798,129	1,784,656
運用受託報酬	654,464	472,074
投資助言報酬	12,105	461,446
その他営業収益 * 4	234,429	900,262
営業収益計	2,699,129	3,618,439
営業費用		
支払手数料	725,063	1,007,339
公告宣伝費	6,331	760
広告宣伝費	2,403	72,429
受益証券発行費	35,905	32,343
調査費		
調査費	117,182	154,689
委託調査費	618,330	504,396
委託計算費	48,331	49,872
営業雑経費		
通信費	16,514	29,516
協会費	1,830	3,418
その他	1,618	3,852
営業費用計	1,573,512	1,858,617
一般管理費		
給料		
役員報酬	60,940	96,358
給料・手当	546,600	829,363
賞与	17,153	31,996
賞与引当金繰入額	150,056	286,621
交際費	6,984	7,467
旅費交通費	39,358	29,273
租税公課	3,235	11,538
不動産賃借料	112,694	215,979
退職給付費用	19,243	66,205
固定資産減価償却費	23,081	58,713
のれん償却費	34,857	104,571
貸倒引当金繰入	-	18,954
諸経費	243,857	182,993
一般管理費計	1,258,061	1,940,037
営業損失 ( )	132,445	180,215
営業外収益		
受取利息	1,700	7
有価証券利息	-	2,386
投資有価証券売却益	-	82
為替差益	-	18,792
雑収入	21,682	34,606

営業外収益計	23,382	55,876
営業外費用		
支払利息 * 1	21,903	16,599
支払保証料	150	-
投資有価証券売却損	4,294	1,332
投資有価証券評価損	1,226	-
為替差損	42,385	-
雑損失	3,078	11,449
営業外費用計	73,038	29,382
経常損失( )	182,101	153,720
特別利益		
退職給付引当金戻入益	12,706	-
過年度組織改編関連費用修正益 * 5	-	59,495
特別利益計	12,706	59,495
特別損失		
固定資産除却損 * 3	10,487	-
本社移転関連費用	61,627	-
組織改編関連費用	161,104	-
退職給付制度間の移行に伴う損失	44,881	-
特別損失計	278,101	-
税引前当期純損失( )	447,497	94,225
法人税、住民税及び事業税 * 2	1,205	2,290
法人税等調整額	1,481,774	-
法人税等合計	1,482,980	2,290
当期純損失( )	1,930,477	96,515

## (3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自平成20年1月1日 至平成20年12月31日)	当事業年度 (自平成21年1月1日 至平成21年12月31日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
前期末残高	400,000	400,000
当期末残高	400,000	400,000
<b>資本剰余金</b>		
<b>その他資本剰余金</b>		
前期末残高	41,006	1,057,867
当期変動額		
企業結合による増加	1,016,861	-
当期末残高	1,057,867	1,057,867
<b>利益剰余金</b>		
<b>その他利益剰余金</b>		
繰越利益剰余金		
前期末残高	599,734	461,754
当期変動額		
企業結合による増加	1,792,497	-
当期純損失( )	1,930,477	96,515
当期変動額合計	137,979	96,515
当期末残高	461,754	365,239
<b>株主資本合計</b>		
前期末残高	1,040,740	1,919,621
当期変動額		
企業結合による増加	2,809,358	-
当期純損失( )	1,930,477	96,515
当期変動額合計	878,881	96,515
当期末残高	1,919,621	1,823,106
<b>評価・換算差額等</b>		
<b>その他有価証券評価差額金</b>		
前期末残高	749	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	749	0
当期末残高	-	0
<b>純資産合計</b>		
前期末残高	1,039,990	1,919,621
当期変動額		
企業結合による増加	2,809,358	-
当期純損失( )	1,930,477	96,515
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	749	-
当期変動額合計	879,630	96,515
当期末残高	1,919,621	1,823,106

## 重要な会計方針

期別 科目	第18期 自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日	第19期 自 平成21年 1月 1日 至 平成21年12月31日
1．有価証券の評価基準 及び評価方法	<p>(1) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく 時価法（評価差額は全部純資産 直入法により処理し、売却原価 は移動平均法により算定）を採 用しております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法を採 用しております。</p>	<p>(1) その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p>
2．固定資産の減価償却 の方法	<p>(1) 有形固定資産 平成19年 3月31日以前に取得 したものの 旧定率法によっております。 平成19年 4月 1日以降に取得 したものの 定率法によっております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次の通り です 建物附属設備 10年～15年 工具器具備品 4年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。</p> <p>なお、自社利用のソフトウェアに ついては、社内における利用可能 期間（5年）に基づく定額法によ り償却しております。 また、のれんについては、5年間 の期間均等償却しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>
3．引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払い に充てるため、支払見込額を計上 しております。</p>	<p>(1) 賞与引当金 同左</p>

	<p>(2) 退職給付引当金 従業員からの退職給付に備えるため、退職一時金について、当期末における退職給付債務に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております（簡便法）。</p> <p>（追加情報） 当社は平成20年10月1日に退職給付制度を改正し、確定給付型制度から確定拠出型制度（キャッシュバランプラン）へ移行しました。当該確定給付年金制度へ移行しました。この移行に伴い「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用しております。新制度への移行に伴う過去勤務債務は発生していません。本移行に際し支払われた金額と旧制度終了時における退職給付引き当て基金の差額44,881千円は特別損失に「退職給付制度間の移行に伴う損失」として計上しております。</p>	<p>(2) 退職給付引当金 同左</p>
4. リース取引の処理方法	<p>所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年1月1日以前に開始する事業年度に属するもの及び個々のリース資産で重要性が乏しいと認められるものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(3) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等を、貸倒懸念債権等の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>同左</p>
5. その他財務諸表作成のための重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>同左</p>

第18期 自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日	第19期 自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日
<p>（リース取引に関する会計基準）</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当会計期間より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借契約に係る方法に準じた会計処理を適用しております。なお、これによる影響額は軽微であります。</p>	

## 表示方法の変更

<p style="text-align: center;">第18期 自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日</p>	<p style="text-align: center;">第19期 自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日</p>
<p>平成19年12月19日に「投資運用業等統一経理基準（旧 投資顧問業統一経理基準の制定について）」が改定されたことに伴い、区分表示をより明瞭にするため、以下の表示方法の変更を行っております。</p> <p>（貸借対照表） 前事業年度において「未収投資顧問料」として表示しておりました投資一任契約の運用受託報酬および投資顧問（助言）契約の投資助言報酬は、当事業年度においては「未収運用受託報酬」および「未収投資助言報酬」として区分して表示しております。</p> <p>なお、前事業年度における「未収運用受託報酬」は131,246千円であり、「未収投資助言報酬」は、該当ございません。</p> <p>（損益計算書） 前事業年度において「投資顧問料」として表示しておりました投資一任契約の運用受託報酬および投資顧問（助言）契約の投資助言報酬は、当事業年度においては「運用受託報酬」および「投資助言報酬」として区分して表示しております。</p> <p>なお、前事業年度における「運用受託報酬」は363,042千円であり、「投資助言報酬」は該当ございません。</p>	



## 注記事項

(貸借対照表関係)

第18期 (平成20年12月31日現在)	第19期 (平成21年12月31日現在)
* 1 有形固定資産の減価償却累計額  建物附属設備                    8,201千円 工具器具備品                    35,487	* 1 有形固定資産の減価償却累計額  建物附属設備                    35,585千円 工具器具備品                    66,671
* 2 関係会社に対する資産及び負債  関係会社借入金                  1,300,000千円 関係会社未払金                  26,894	* 2 関係会社に対する資産及び負債  関係会社借入金                  800,000千円 関係会社未払金                  82,989
* 3 授權株式数及び発行済株式総数  授權株式数          普通株式  13,000株 発行済株式総数    普通株式  8,000株	* 3 授權株式数及び発行済株式総数 同左

## 注記事項

## （損益計算書関係）

第18期 自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日	第19期 自 平成21年 1月 1日 至 平成21年12月31日
<p>* 1 関係会社との取引</p> <p style="padding-left: 40px;">支払利息 21,903千円</p> <p>* 2 法人税等 法人税等1,205千円は法人住民税であります。</p> <p>* 3 固定資産除却損 内訳は次の通りであります。</p> <p style="padding-left: 40px;">建物附属設備 6,365千円 工具器具備品 3,985 無形固定資産 136</p>	<p>* 1 関係会社との取引</p> <p style="padding-left: 40px;">支払利息 16,599千円</p> <p>* 2 法人税等 法人税等2290千円は法人住民税であります。</p> <p>* 3 固定資産除却損</p> <p>* 4 その他営業収益の内訳は次の通りであります。 兼業による報酬 900,262千円</p> <p>* 5 特別利益に計上された過年度組織改編関連費用修正益は、昨年度に引当計上を行った企業結合に伴う組織改編関連費用がなくなつたため戻入れたことによるものです。</p>

## （株主資本等変動計算書関係）

## 1．発行済株式に関する事項

第18期（自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日）

株式の種類	前事業年度末株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式	8,000株	-	-	8,000株

第19期（自 平成21年 1月 1日 至 平成21年12月31日）

株式の種類	前事業年度末株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式	8,000株	-	-	8,000株

## 2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3．新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 4．配当に関する事項

該当事項はありません。

## (リース取引関係)

第18期 自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日	第19期 自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日						
<p>1．リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>重要性が乏しいため、記載を省略しておりません。</p>	<p>1． 同左</p> <p>2．オペレーティング・リース取引 (借主側) 未経過リース料</p> <table data-bbox="836 1061 1209 1189"> <tr> <td>1年以内</td> <td>179,141千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>554,586</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><u>733,727</u></td> </tr> </table>	1年以内	179,141千円	1年超	554,586	合計	<u>733,727</u>
1年以内	179,141千円						
1年超	554,586						
合計	<u>733,727</u>						

(有価証券関係)

## 1. その他有価証券で時価のあるもの

第18期（自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日）

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの	その他	-	-	-
	小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの	その他	2,000	773	1,226
	小計	2,000	773	1,226
合計		2,000	773	1,226

投資有価証券は、時価が著しく低下したことにより、1,226千円の減損処理をしております。

第19期（自 平成21年1月1日 至 平成19年12月31日）

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの	その他	-	-	-
	小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの	その他	1,000	999	0
	小計	1,000	999	0
合計		1,000	999	0

## 2．当事業年度中に売却したその他有価証券

第18期（自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日）

売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
90,000	-	4,294

第19期（自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日）

売却損益の合計額の金額の重要性が乏しいため記載を省略しております。

## 3．時価評価されていない有価証券の内容

第18期（自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日）

	貸借対照表計上額（千円）
-	-

第19期（自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日）

	貸借対照表計上額（千円）
1．その他有価証券 MMF	871,462

## (退職給付関係)

第18期 自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日	第19期 自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日																
<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は平成20年10月1日に従来の確定給付型の制度として退職一時金制度から確定給付型（キャッシュバランスプラン）および確定拠出年金制度に移行しております。なお、この移行に伴い、旧制度に基づき会社都合で算出した退職金を全額支給しております。</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">13,921千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">退職給付引当金</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">13,921千円</td> </tr> </table> <p>（注）当社は小規模企業等に該当するため、退職給付会計基準の適用に当たり、簡便法を採用しております。</p> <p>3. 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">勤務費用</td> <td style="text-align: right;">19,243千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">退職給付費用</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">19,243千円</td> </tr> </table> <p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 該当事項はありません。</p>	退職給付債務	13,921千円	退職給付引当金	13,921千円	勤務費用	19,243千円	退職給付費用	19,243千円	<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は確定給付型の制度として、確定給付型（キャッシュバランスプラン）および確定拠出年金制度を採用しております。</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">66,596千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">退職給付引当金</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">66,596千円</td> </tr> </table> <p>（注）当社は小規模企業等に該当するため、退職給付会計基準の適用に当たり、簡便法を採用しております。</p> <p>3. 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">勤務費用</td> <td style="text-align: right;">66,205千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">退職給付費用</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">66,205千円</td> </tr> </table> <p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 該当事項はありません。</p>	退職給付債務	66,596千円	退職給付引当金	66,596千円	勤務費用	66,205千円	退職給付費用	66,205千円
退職給付債務	13,921千円																
退職給付引当金	13,921千円																
勤務費用	19,243千円																
退職給付費用	19,243千円																
退職給付債務	66,596千円																
退職給付引当金	66,596千円																
勤務費用	66,205千円																
退職給付費用	66,205千円																

## （税効果会計関係）

第18期 自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日	第19期 自 平成21年 1月 1日 至 平成21年12月31日
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産 <span style="float: right;">千円</span>	繰延税金資産 <span style="float: right;">千円</span>
税務上の営業権計上額 <span style="float: right;">1,394,379</span>	税務上の営業権計上額 <span style="float: right;">1,044,041</span>
繰越欠損金 <span style="float: right;">552,440</span>	繰越欠損金 <span style="float: right;">951,374</span>
賞与引当金損金不算入額 <span style="float: right;">112,802</span>	賞与引当金損金不算入額 <span style="float: right;">116,626</span>
組織改編関連費用損金不算入額 <span style="float: right;">34,716</span>	未払費用損金不算入 <span style="float: right;">35,618</span>
未払費用損金不算入 <span style="float: right;">22,273</span>	退職給付引当金損金不算入額 <span style="float: right;">27,098</span>
退職給付引当金損金不算入額 <span style="float: right;">5,664</span>	貸倒引当金繰入超過額 <span style="float: right;">7,712</span>
その他 <span style="float: right;">1,880</span>	その他 <span style="float: right;">2,477</span>
繰延税金資産小計 <span style="float: right;">2,124,157</span>	繰延税金資産小計 <span style="float: right;">2,184,946</span>
評価性引当額 <span style="float: right;">1,671,008</span>	評価性引当額 <span style="float: right;">1,740,377</span>
繰延税金資産合計 <span style="float: right;">453,148</span>	繰延税金資産合計 <span style="float: right;">444,568</span>
繰延税金負債	繰延税金負債
未収事業税 <span style="float: right;">8,580</span>	未収事業税 <span style="float: right;">-</span>
繰延税金資産の純額 <span style="float: right;">444,568</span>	繰延税金資産の純額 <span style="float: right;">444,568</span>
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳
( % )	( % )
法定実効税率 <span style="float: right;">40.7</span>	法定実効税率 <span style="float: right;">40.7</span>
(調整)	(調整)
評価性引当額の変動 <span style="float: right;">367.1</span>	評価性引当額の変動 <span style="float: right;">73.6</span>
交際費等永久に損金に算入されない項目 <span style="float: right;">2.5</span>	交際費等永久に損金に算入されない項目 <span style="float: right;">15.3</span>
住民税均等割 <span style="float: right;">0.3</span>	住民税均等割 <span style="float: right;">2.4</span>
その他 <span style="float: right;">2.1</span>	企業結合による繰越欠損金 <span style="float: right;">43.5</span>
税効果会計適用後の法人税等の負担率 <span style="float: right;">331.3</span>	その他 <span style="float: right;">4.8</span>
	税効果会計適用後の法人税等の負担率 <span style="float: right;">2.4</span>

## （関連当事者との取引）

第18期（自平成20年1月1日至平成20年12月31日）

## （1）親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	フォルティス・インベストメンツ・マネジメントエス・イー	ブラッセル ベルギー	千ユーロ 180,000	持株会社	被所有 直接 100%	兼任1名	グループ 管理会社	マネージメントサービス	千円 24,213	関係会社未払金	千円 24,213
親会社	フォルティス銀行東京支店	東京都港区	千ユーロ 9,374,878	銀行業		なし	資金の借入	資金の借入 支払利息	千円 21,903	関係会社借入金 関係会社未払金	千円 1,300,000 2,681

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

（注2）上記の表における期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。

## （2）兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	エービーエヌ・アムロアセットマネジメントアジア	香港 中国	千ユーロ 900,000	資産運用業		兼任1名	その他情報提供サービス	その他営業収益 委託調査費	千円 33,334 5,676 (注4)	未収収益 未払費用	千円 43,467 9,983
親会社の子会社	フォルティス・インベストメンツ・マネジメントルクセンブルク	ルクセンブルグ市 ルクセンブルク	千ユーロ 1,308	資産運用業		なし	投資一任契約	運用受託報酬	千円 169,822	未収運用受託報酬	千円 61,759
親会社の子会社	フォルティス・インベストメンツ・マネジメントネザーランド	アムステルダム オランダ	千ユーロ 1,454	資産運用業		なし	投資助言契約	投資助言報酬 委託調査費	千円 173,800 9,352	未収収益 未払費用	千円 111,429 9,352

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

（注2）上記の表における期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。

（注3）上記の表以外の取引は金額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（注4）上記取引金額は、関連当事者に該当した平成20年8月1日から平成20年12月31日までの期間のものであります。



第19期（自平成21年1月1日至平成21年12月31日）

## (1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	フォルティス・インベストメンツ マネジメントエスエー	ブラッセル ベルギー	千ユーロ 180,000	持株会社	被所有 直接 100%	兼任1名	グループ 管理会社	マネージメントサービス	千円 63195	関係会社未払金 未払費用	千円 57,465 5,730
親会社	フォルティス銀行	ブラッセル ベルギー	千ユーロ 9,374,878	銀行業	被所有 間接 100%	なし	資金の借入	資金の借入 支払利息	千円 16,599	関係会社借入金 関係会社未払金	千円 800,000 720

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

(注2) 上記の表における期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。

## (2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	フォルティス・インベストメンツ・マネジメントルクセンブルク	ルクセンブルグ市 ルクセンブルク	千ユーロ 1,308	資産運用業		なし	投資一任 契約	運用受託報酬 その他営業 収益	千円 411,109 467,002	未収収益 関係会社未払金	千円 408,147 160
親会社の子会社	フォルティス・インベストメンツ・マネジメントネザerland	アムステルダム オランダ	千ユーロ 1,454	資産運用業		なし	投資助言 契約	その他営業 収益 運用受託報酬	千円 296,488 27,380	未収収益	千円 98,058
親会社の子会社	フォルティス・インベストメンツ・マネジメントベルギーエスエー	ブラッセル ベルギー	千ユーロ 44,114	資産運用業		なし	投資一任 契約	その他営業 収益 雑収入	千円 13,051 19,898	未収収益 仮払金	千円 20,827 21,908

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

(注2) 上記の表における期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。

(注3) 上記の表以外の取引は金額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## 2. 親会社に関する注記

## 親会社情報

BNPパリバ銀行（パリ証券取引所に上場）

フォルティス銀行（非上場）

フォルティス・インベストメンツ マネジメントエスエー（非上場）

## （企業結合等関係）

<p style="text-align: center;">第18期 自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日</p>	<p style="text-align: center;">第19期 自 平成21年 1月 1日 至 平成21年12月31日</p>
<p>（共通支配下の取引等）</p> <p>1．フォルティス・アセットマネジメント株式会社とフォルティス・インベストメンツ・ジャパン株式会社の合併</p> <p>フォルティス・アセットマネジメント株式会社とフォルティス・インベストメンツ・ジャパン株式会社は平成20年 8月 8日付で合併契約を締結し、平成20年 8月 8日に開催した臨時株主総会の承認をもって、平成20年10月 1日に合併いたしました。</p> <p>（1）企業結合の概要</p> <p>1）結合当時企業又は対象となった事業の名称及びその事業内容</p> <p>結合企業： 名称：フォルティス・アセットマネジメント株式会社 投資顧問業務 証券投資信託委託業者としての業務 資産の管理及び運用に関する情報提供・コンサルタント業務</p> <p>被結合企業： フォルティス・インベストメンツ・ジャパン株式会社 投資顧問業務 資産の管理及び運用に関する情報提供・コンサルタント業務</p> <p>2）企業結合の法的形式 フォルティス・アセットマネジメント株式会社を存続会社とする吸収合併</p> <p>3）企業結合後の名称 フォルティス・アセットマネジメント株式会社</p>	

#### 4) 取引の概要

本合併は、事業基盤を強化する経営方針の下、フォルティスグループの日本における事業展開を更に加速するため、財務体質の強化を図ることを目的として、フォルティス・アセットマネジメント株式会社を存続会社とする吸収合併を行っております。なお、合併による新株式の発行及び資本金の増加はありません。

#### (2) 実施した会社処理の概要

本合併は、「企業結合に係わる会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する運用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成18年12月22日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

#### 2. フォルティス・アセットマネジメント株式会社へのイービーエヌ・アムロ証券投資顧問株式会社からの事業譲渡

#### (1) 企業結合の概要（事業譲渡）

##### 1) 取得した事業の内容

投資助言・代理業務、投資運用業務、関係会社が行う為替オーバーレイ業務にかかる委託業務

##### 2) 企業結合を行った理由

日本における経営の効率化、合理化を進めるため、フォルティス・アセットマネジメント株式会社に事業を譲渡することにより、グループ内における事業の経営資源を集約して、よりいっそうの収益力の向上と事業基盤の強化を図るものであります。

##### 3) 企業結合の日

平成20年8月31日

##### 4) 企業結合の法的形式

事業譲渡契約

#### (2) 財務諸表に含まれている取得した事業の期間

平成20年9月1日から平成20年12月31日

#### (3) 取得した事業の取得原価及びその内訳

取得原価：522,857千円

<p>(4) 発生したのれんの金額等  のれん金額：522,857千円  発生原因：  今後の事業貢献による期待される超過額  償却方法及び償却期間：  5年間の定額法により償却しております。</p>	
--	--

## (1株当たり情報)

第18期 自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日	第19期 自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日
1株当たり純資産額 239,952.71円	1株当たり純資産額 227,888.32円
1株当たり当期純損失 241,309.63円	1株当たり当期純損失 12,604.38円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純損失金額の算定の基礎は、以下のとおりであります。

	第18期 自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日	第19期 自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日
当期純損失(千円)	1,930,447	96,515
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	
普通株式に係る当期純損失(千円)	1,930,447	96,515
期中平均株式数	8,000	8,000

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を凶るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5【その他】

##### (1) 定款の変更

当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要であります。

##### (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件等は発生していません。

委託会社の営業年度は、毎年1月1日より12月31日までとし、営業年度末に決算を行います。

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## 「受託会社」

(a) 名称	(b) 資本金の額	(c) 事業の内容
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

平成21年9月末現在

## 「再委任先」

(a) 名称	(b) 資本金の額	(c) 事業の内容
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	51,000百万円	信託業法に基づき信託業務を営んでいます。

平成21年9月末日現在

## 「投資顧問会社」

(a) 名称	(b) 資本金の額	(c) 事業の内容
エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社	10百万円	「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を営んでいます。

平成21年3月末日現在

## 「販売会社」

(a) 名称	(b) 資本金の額	事業の内容 (c)
株式会社SBI証券	47,937百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
カブドットコム証券株式会社	7,196百万円	
日興コーディアル証券株式会社	100,000百万円	
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

平成21年3月末日現在

## 2【関係業務の概要】

## 「受託会社」

ファンドの受託会社として信託財産に属する有価証券等の保管、管理を行います。

## 「販売会社」

当ファンドの販売会社として受益権の募集販売の取り扱い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金・収益分配金・償還金に関する事務等を行います。

## 「投資顧問会社」

ファンドの投資顧問の会社として、運用に関する情報提供および投資助言等を行います。

## 3【資本関係】

該当事項ありません。

### 第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙にロゴ・マークや図案を採用すること、またファンドの形態などの記載をすることがあります。
- (2) 目論見書の巻末に用語解説等を掲載することがあります。
- (3) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」の主要内容を要約し、「ファンドの基本情報」等として、目論見書の冒頭に掲載することがあります。
- (4) 目論見書の巻末に約款（「信託約款の変更内容について」を含みます。）を掲載し、届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」の詳細な内容については、当該約款を参照する旨を記載することで、届出書の内容の記載とすることがあります。
- (5) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」の記載の内容について、投資家の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する個所に記載することがあります。
- (6) 目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (7) 目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。

## 独立監査人の監査報告書

---

平成21年9月9日

フォルティス・アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男澤 顕  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフォルティス日本中小型株オープンの平成21年1月31日から平成21年7月30日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フォルティス日本中小型株オープンの平成21年7月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

フォルティス・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
  2. 前期の財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)



## 独立監査人の監査報告書

平成21年 3月27日

フォルティス・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 野島 浩一郎  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているフォルティス・アセットマネジメント株式会社の平成20年1月1日から平成20年12月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フォルティス・アセットマネジメント株式会社の平成20年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成22年3月17日

フォルティス・アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男澤 顕  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフォルティス日本中小型株オープンの平成21年7月31日から平成22年2月1日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フォルティス日本中小型株オープンの平成22年2月1日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

フォルティス・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成22年3月16日

フォルティス・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

### 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川本 修司
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	星 知子
--------------------	-------	------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフォルティス・アセットマネジメント株式会社の平成21年1月1日から平成21年12月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フォルティス・アセットマネジメント株式会社の平成21年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。